



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

母子保健の動向と助産師の役割

厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課



- 1 母子保健行政のあゆみ
- 2 最近のトピックス
- 3 助産師に求められる役割

1 母子保健行政のあゆみ

2 最近のトピックス

3 助産師に求められる役割

我が国の母子保健行政のあゆみ①

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定

1937年 母子保護法、1938年 社会福祉事業法の制定

1938年 厚生省(現、厚生労働省)設置

1940年 国民体力法の制定、1941年 人口政策確立要綱を決定

1942年 妊産婦手帳制度(現、母子健康手帳)の開始

1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定

1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行

1965年 母子保健法制定 (児童福祉法から独立)・施行(1966年)

～ 児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実 ～

- 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
- 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
- 先天性代謝異常等検査事業の実施・充実
- 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施・充実
- 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底

我が国の母子保健行政のあゆみ②

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善

○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生み育てる環境の変化

1994年 「エンゼルプラン」の策定

母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)

1999年 「新エンゼルプラン」の策定

2000年 「健やか親子21」(2001～2010年)の策定

2004年 不妊治療への助成事業の創設

「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定

2009年 「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、2014年までとする

※次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するため計画期間をそろえた

2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に

○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21(第2次)」(2015～2024年度)の策定

子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)

※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化

※母子健康包括支援センターの全国展開

2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)

2019年 母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化。**令和3年4月1日施行**)

母子保健法の概要

1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

幼 児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

乳 児…1歳に満たない者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)

- ・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
- ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けることを勧奨するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

※令和3年4月1日施行予定

7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

8. 養育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）
※ 平成30（2018）年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

- ※閣議決定により策定し、公表する。
- ※少なくとも6年ごとに見直す

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
- ・調査研究

○成育医療等協議会の設置

- ※厚生労働省に設置
- ※委員は厚生労働大臣が任命
- ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

（１）成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

（２）成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

（３）教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
- ②普及啓発 ▶「[健やか親子21（第2次）](#)」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

（４）記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

（５）調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討等

（６）災害時等における支援体制の整備 ▶災害時における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進等

（７）成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施 等

成育過程にある者等に対する必要となる成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(2001年～2014年)・第2次計画(2015年度～2024年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

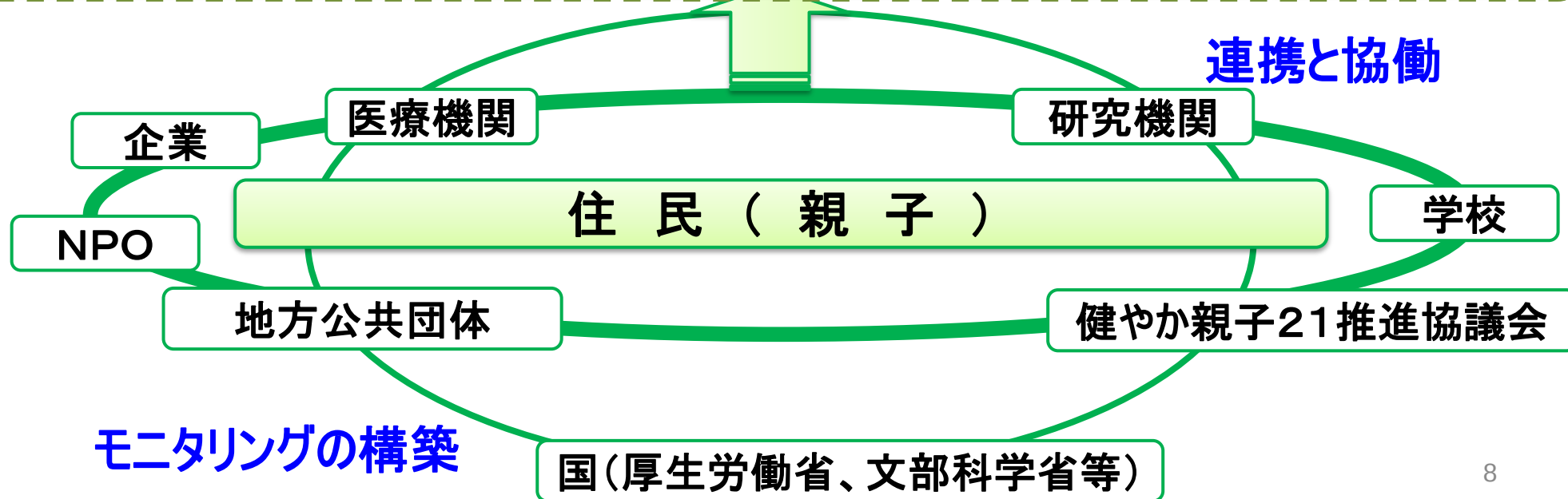
【基盤課題A】
切れ目ない妊産婦・
乳幼児への
保健対策

【基盤課題B】
学童期・思春期から
成人期に向けた
保健対策

【基盤課題C】
子どもの健やかな
成長を見守り育む
地域づくり

【重点課題①】
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

【重点課題②】
妊娠期からの
児童虐待防止対策



10年後に目指す姿

「すべての子どもが健やかに育つ社会」

＜2つの方向性＞

- ① 日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ
生命が守られるという地域間での健康格差の解消が必要であるということ。
- ② 疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した
母子保健サービスを展開することが重要であるということ。

子どもの健やかな発育のためには、子どもへの支援に限らず、親がその役割を発揮できるように親への支援をはじめ、地域や学校、企業といった親子を取り巻く温かな環境の形成や、ソーシャル・キャピタルの醸成が求められる。

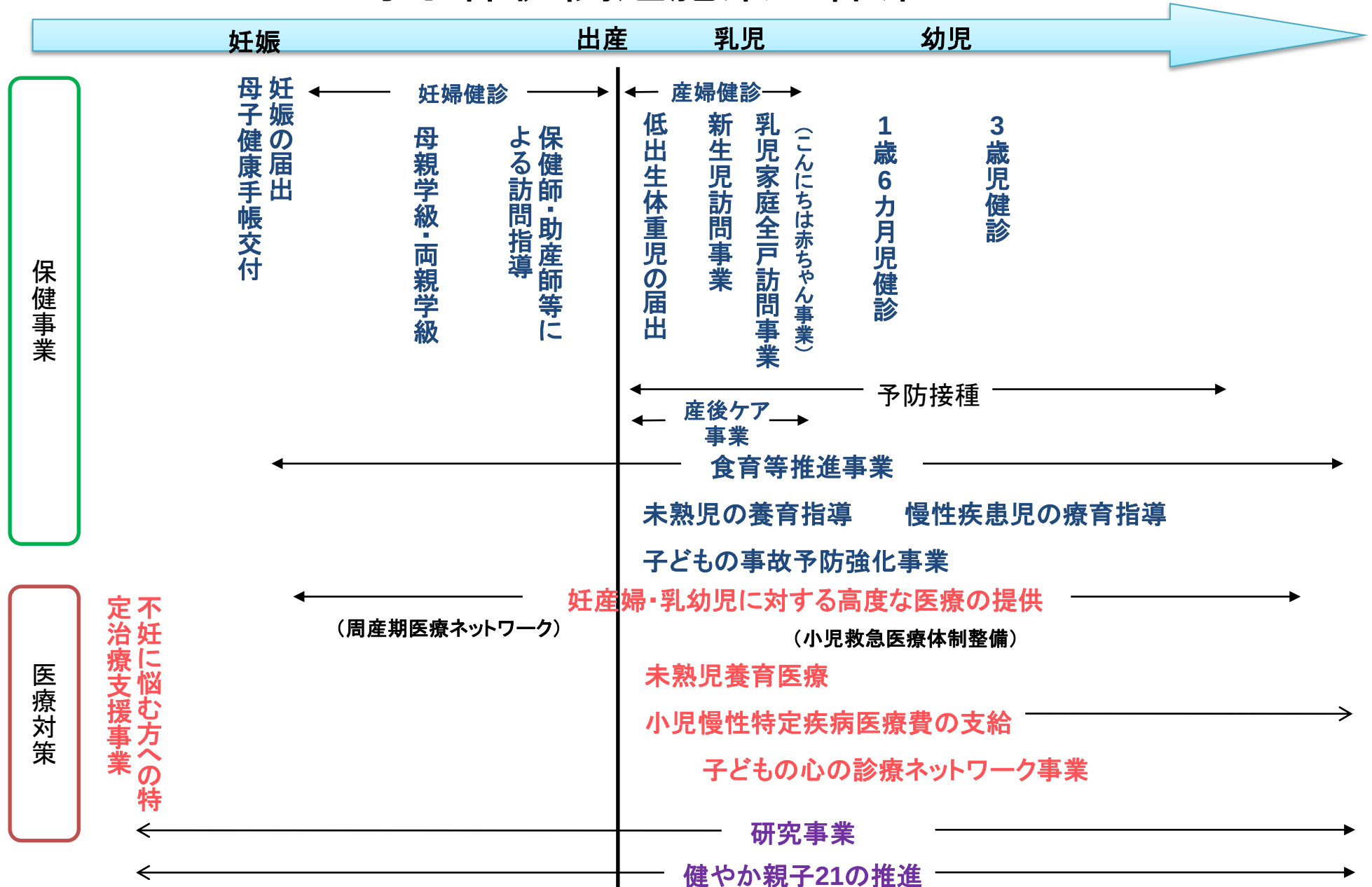
また、このような親子を取り巻く支援に限らず、当事者が主体となった取組（ピアサポート等）の形成も求められる。

1 母子保健行政のあゆみ

2 最近のトピックス

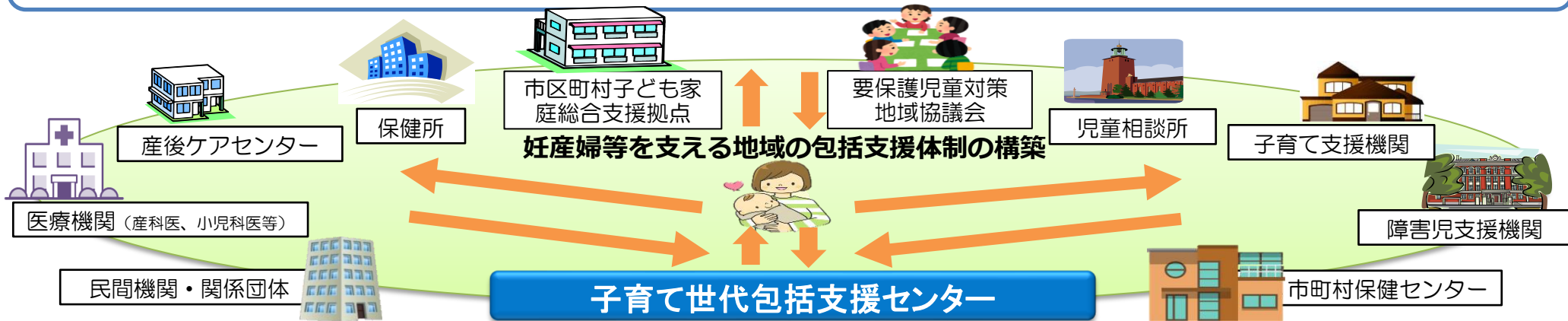
3 助産師に求められる役割

母子保健関連施策の体系



子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 - 実施市町村数：1,288市区町村、2,052か所（R2.4.1現在）



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

困難事例への対応等の支援（R3～）

保健師

助産師

看護師

その他の専門職

- ① 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ② 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③ 支援プランの策定
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

社会福祉士

精神保健福祉士

その他の専門職

- ① 妊産婦からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した即時の相談支援及び多職種でのアウトリーチによる支援
- ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科医療機関との連携の強化
- ③ 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施



妊娠前

妊娠期

出産

産後

育児

母子保健

妊娠に関する普及啓発

不妊相談

産前・産後サポート事業

妊婦健診

両親学級等

産婦健診

乳児家庭全戸訪問事業

養育支援訪問事業

産後ケア事業

乳幼児健診

予防接種

子育て支援策

- ・ 保育所・認定こども園等
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 里親
- ・ 乳児院
- ・ 養子縁組
- ・ その他子育て支援策

子育て支援

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

マネジメント（必須）

サービス（現業部門）

産前・産後サポート事業

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- ⑥多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（拡充））
- ⑦妊産婦等への育児用品等による支援
- ⑧出産や子育てに悩む父親支援（新規）

○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ（パートナー）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス（参加）型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等
（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

○補助率等

（補助率：1/2）
（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は579市町村において実施）

多胎妊産婦への支援の強化について

- 多胎妊産婦への支援について、ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポーターを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

■実施主体：市区町村 ■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

- ①多胎妊産婦サポーター等事業（拡充）：補助単価案：月額424,500円（10万人以上30万人未満の自治体）など
多胎妊産婦等は、育児等に対する孤立感や負担感が大きいため、様々な支援が必要とされる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、心身ともに負担が増すことが考えられることから、市町村の規模に応じた拡充を行い、多胎家庭の負担軽減を図る。
- ②多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（新規）：補助単価案：1回5,000円（5回を限度）
多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。

既存事業

<多胎ピアサポート事業>

- 多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎育児経験者による相談支援事業を実施。

<多胎妊産婦サポーター等事業>

- 多胎妊婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。



交流会の実施など



日常生活のサポート

新規・拡充事業

<多胎妊産婦サポーター等事業の拡充>

- 市区町村の規模に応じて、サポーターの派遣に要する事業の拡充を行うことで、市町村で実施しやすい環境を整えることにより、多胎家庭の負担軽減を図る。

<多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の創設>

- 多胎児を妊娠した方に対して、単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を補助する。



日常生活のサポート



多胎に係る妊婦健診の補助

出産や子育てに悩む父親に対する支援について【新規】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による急激な環境の変化のため、家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う際に係る費用の補助を創設する。

※ 母子保健衛生費補助金の産前・産後サポート事業のメニューの一つとして実施。

■実施主体：市区町村

■補助率（案）：国1/2、市区町村1/2

■事業内容

①ピアサポート支援等事業：補助単価：月額55,400円

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらに子どもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

②父親相談支援事業：補助単価：月額154,800円

妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。

<ピアサポート支援等事業>

- 子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等や、子育て経験のある父親による相談支援を実施する。
- これらの交流会や相談支援を継続的に開催することで、子どもの発育や自らのライフステージに応じた相談や悩みの共有を行い、男性の育児参画に対する意識を醸成する。



交流会、相談支援の実施

<父親相談支援事業>

- 妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援を実施する。



相談支援の実施

産後ケア事業の全国展開

事業目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）。

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

実施主体等

○市区町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

事業の概要

○事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

○実施方法・実施場所等

(1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。

(2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。

(3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

○補助率等 （補助率：1/2）（R3基準額案：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）

（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）

（平成26年度から、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は1,158市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助

産後ケアで出来ること(イメージ)

事業目的

- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

実施主体等

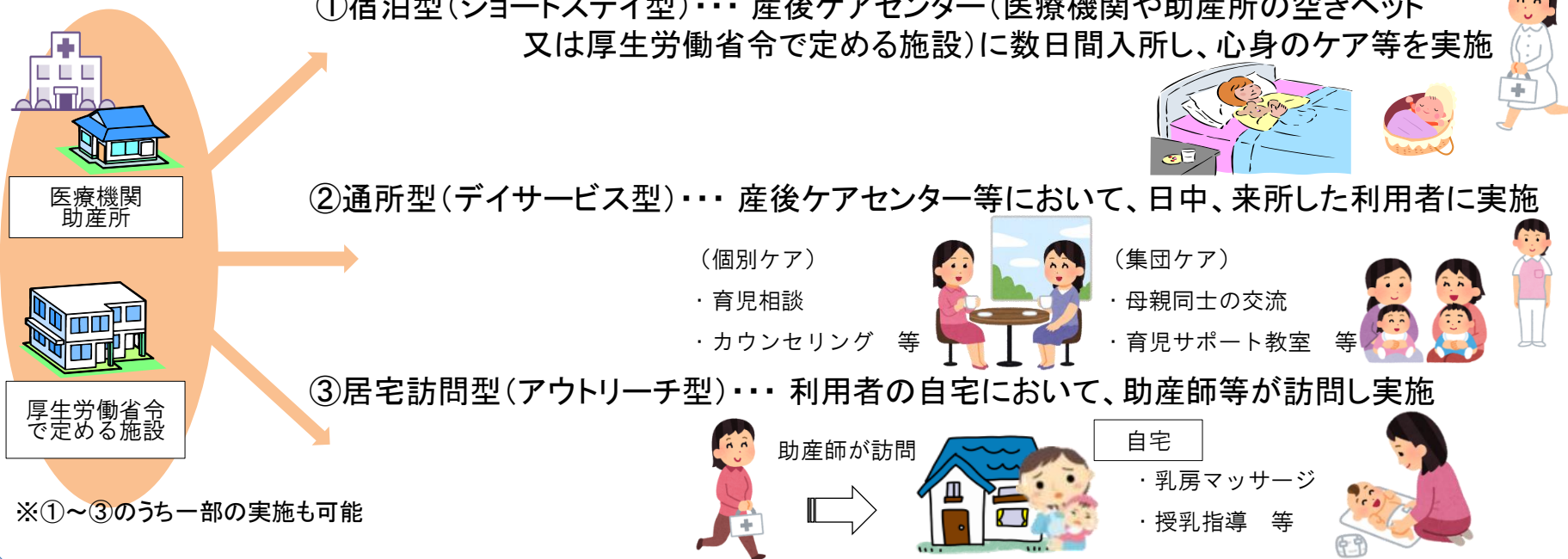
- 市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

事業概要

○ 事業内容

助産師、保健師又は看護師等が、出産後1年以内の女子・乳児への保健指導、授乳指導、療養に伴う世話、心理的ケアやカウンセリング、育児に関する指導や育児サポート等を実施。

○ 実施方法・実施場所等



産婦健康診査事業について

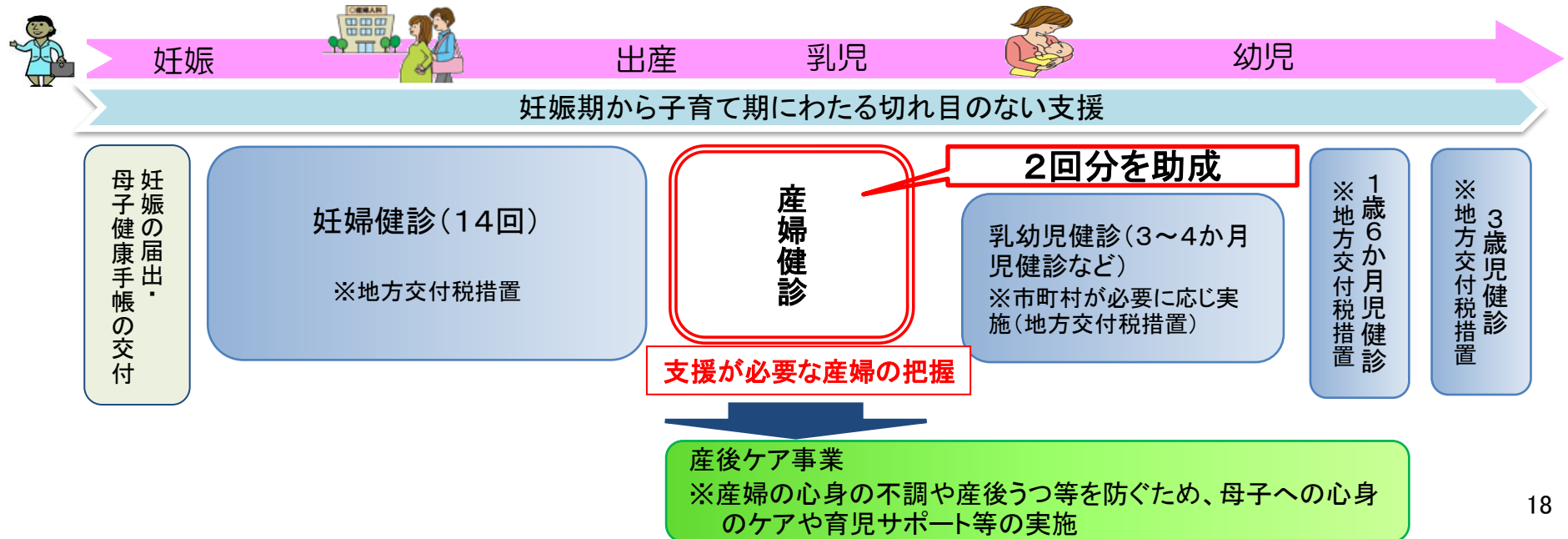
要 旨

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事 業 内 容

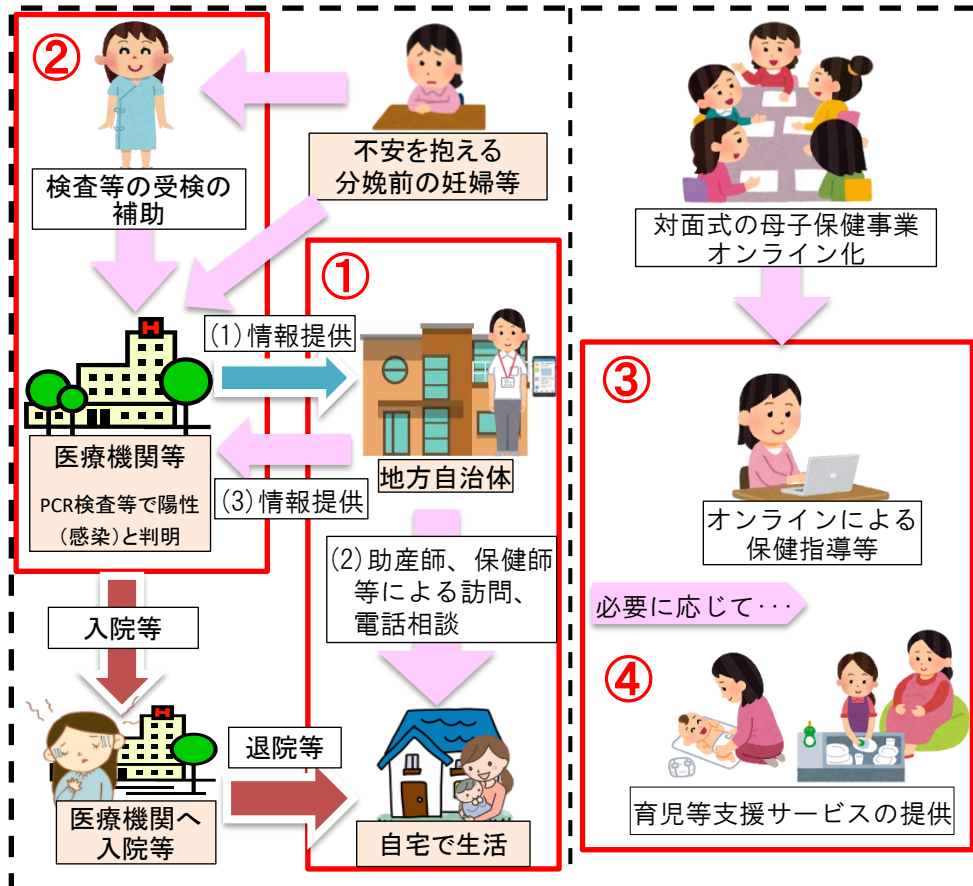
- 地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
(実施主体:市町村、補助率:1/2、R3要求基準額(案):1回当たり5,000円)(令和2年度は867市町村において実施)
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 ー新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業ー

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

①ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

②不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 －幼児健康診査個別実施支援事業－

事業内容

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。

- 実施主体 : 市区町村
■補助率（案） : 国 1 / 2、市区町村 1 / 2
■補助単価（案） : 医科5,930円 / 1人、歯科3,510円 / 1人

1歳6か月児健診

○ 健診内容

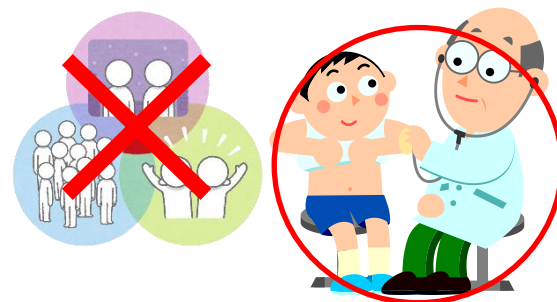
- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

※予算事業としては、左記法定健診のみを対象とする。



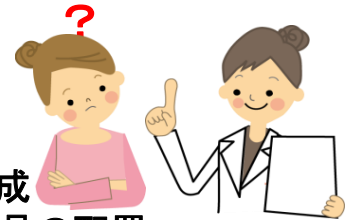
女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)

○実施担当者・・・医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国84カ所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独14カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、山形市、いわき市、福島市、水戸市、川崎市、川口市、船橋市、八王子市、横須賀市、金沢市、甲府市、長野市、豊橋市、奈良市、鳥取市、呉市、久留米市、宮崎市

○補助率等 補助率: 1/2 R3基準額(案): 158,700円(月額) 若年妊婦等に対する取組の強化に係る加算: 172,100円(月額)

○相談実績 令和元年度: 70,309件(内訳: 電話44, 870件、面接14, 983件、メール9, 994件、その他462件)

○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(24, 244件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(22, 094件)
- ・メンタルケア(18, 052件)
- ・不妊に関する相談(9, 562件)
- ・思春期の健康相談(6, 768件)
- ・性感染症等(874件)
- ・婦人科疾患・更年期障害(4, 414件)

出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備

女性健康支援センター事業の
加算として実施

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについて、日本産科婦人科学会が小規模な診療所においても実施を認める方針を出すなど、急速な拡大が見込まれる。
- これらの流れを踏まえ、NIPTを受けた妊婦やその家族を支援するため、女性健康支援センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

- 実施主体：都道府県、政令市、中核市（女性健康支援センター実施自治体に限る）
- 補助率（案）：国1/2
- 事業内容

①相談支援の実施：補助単価（案）：151,700円（月額）

女性健康支援センターにおいて、NIPTにより、胎児がダウン症等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対する疑問や不安への相談支援や関係機関との連携・紹介を行うために必要となる経費の補助を実施。

②相談支援員への研修等の実施：補助単価（案）：28,700円（月額）

上記①の相談支援等を行う専門職に対する研修や、関係機関との連絡調整の実施

<相談支援の実施>

- NIPTにより、胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うことや、子の出生後における生活のイメージを持っていたくことなどを目的として、障害福祉関係の機関等の紹介等を行う。



<相談支援員への研修等>

- NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。



不妊専門相談センター事業

○ 事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○ 対象者 … 不妊や不育症について悩む夫婦等

○ 事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○ 実施担当者 … 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○ 実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国81か所（令和2年8月1日時点） ※自治体単独（3か所）含む

主に大学・大学病院・公立病院24か所、保健所28か所において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）不妊専門相談センターを平成31年度（2019年度）までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○ 予算額等

令和3年度予算案 1億円

（令和2年度基準額474,500円×実施月数）（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

○ 相談実績

令和元年度：18,492件（内訳：電話9,369件、面接7,375件、メール1,638件、その他110件）

（電話相談） 医師 13%、助産師 45%、保健師 23%、その他（心理職など） 19%

（面接相談） 医師 37%、助産師 29%、保健師 15%、その他（心理職など） 19%

（メール相談） 医師 26%、助産師 44%、保健師 13%、その他（心理職など） 18%

（相談内容） ・費用や助成制度に関すること（7,720件） ・不妊症の検査・治療（4,778件） ・不妊の原因（1,447件）

・不妊治療を実施している医療機関の情報（1,573件） ・家族に関すること（1,147件） ・不育症に関すること（464件）

・主治医や医療機関に対する不満（619件） ・世間の偏見や無理解による不満（400件） ・不妊治療と仕事の両立について（648件）

不 育 症

1. 定義 2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合をいう
(反復流産: 2回以上の流産の繰り返し、習慣流産: 3回以上の流産の繰り返し)

2. 頻度 年間3万人が発症

※ 出典: 厚生労働科学研究「不育症に関する再評価と新たな治療法の開発に関する研究」(研究代表者: 齋藤滋富山大学大学院教授)

- 流産は、妊娠の約10～20%に起こるが、その大半は胎児の染色体異常による偶発的流産とされている。
- 2回以上の流産、死産を繰り返す、いわゆる「不育症」については、夫婦の染色体異常や凝固異常などのリスク因子が認められることがあるが、中には、偶然、流産等を繰り返しただけで異常がない場合もあり、また、原因が分からない場合も少なくない。
- そのため、不育症に悩む方に対して、正確な情報を提供するとともに、流産や死産を繰り返す苦しみ等に対する心理的な相談や不育症に関する医学的な相談等を行っていくことが必要である。

不育症相談窓口(不妊専門相談センター内に設置)平成24年度創設

- 対象者: 習慣流産等(いわゆる不育症)で悩む者を対象
- 事業内容: 不育症に関する相談対応、不育症治療に関する普及啓発及び研修、その他不育症相談に必要な事項
- 実施担当者: 不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関して知識を有する者等
- 実施場所: 医療機関、保健所等において実施
全国76カ所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独も含む 45都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市、八戸市、郡山市、いわき市、福島市、川口市、川越市、越谷市、八王子市、横須賀市、長野市、豊田市、豊橋市、大津市、明石市、和歌山市、鳥取市、下関市、鹿児島市
- 予算額等:
令和2年度予算 104百万円(基準額474,500円×月数)(補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

(参考) 反復・習慣流産(いわゆる「不育症」)の相談対応マニュアル

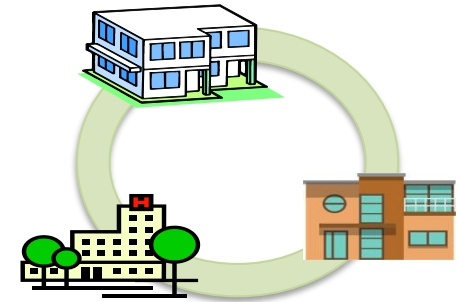
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/dl/fuikushou.pdf

不妊症・不育症支援ネットワーク事業

R3予算案:4.2億円

1. 目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。



2. 事業内容

- 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症への充実を図る
- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーの配置
- 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施 など

3. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市のうち、不妊専門相談センター事業を実施している自治体

4. 予算額、補助率

- 補助基準額案：不妊専門相談センター事業を実施する自治体において、当事業を行う場合、1,040万円の加算を実施
- 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

- 1 母子保健行政のあゆみ
- 2 最近のトピックス
- 3 助産師に求められる役割

助産師の定義

その国において正規に認可された助産師教育課程に正規に入学し、助産学の所定の科目を履修したもので、助産業務を行うために登録され、また、あるいは法律に基づく免許を得るために必要な資格を取得したものである。

助産師は、女性の妊娠、出産、産褥の各期を通じて、サポート、ケア及び助言を行い、助産師の責任において出産を円滑に進め、新生児及び乳児のケアを提供するために、女性とパートナーシップを持って活動する。これには、予防的対応、正常出産をより生理的な状態として推進すること、促すこと、母子の合併症の発見、医療あるいはその他の適切な支援を利用することと救急処置の実施が含まれる。

助産師は、女性のためだけではなく、家族および地域にたいしても健康に関する相談と教育に重要な役割を持っている。この業務は、産前教育、親になる準備を含み、さらに女性の健康、性と生殖に関する健康、育児におよぶ。

助産師は、家庭、地域（助産所を含む）、病院、診療所、ヘルスユニットとさまざまな場で実践することができる。

助産師に求められる役割

助産師の定義より抜粋

- 女性の妊娠、出産、産褥の各期におけるサポート、ケア、助言
- 女性のためだけではなく、家族や地域への健康に関する相談と教育
- 産前教育、親になる準備、女性の健康、性と生殖に関する健康、育児に関する支援
- 家庭、地域（助産所を含む）、病院、診療所等さまざまな場で実践



- ◆ 妊娠期からの切れ目のない支援
- ◆ 個別支援、家族支援、地域支援
- ◆ プレコンセプションケア(※)を含めた生涯を通じた支援
- ◆ 個々の状況に応じた支援

(※)pre-conception 妊娠前からのケア

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと

御清聴ありがとうございます。
ございました。

